

投資信託法施行令等の改正等に伴うETFに係る上場制度の見直しについて

平成20年6月27日
株式会社東京証券取引所

趣旨

平成20年6月27日に公布・施行された投資信託法関係政府令により、上場株式以外の上場有価証券等を投資対象とする現物拋出型ETFの組成が可能となり、また現物拋出型ETFの連動対象となる指数の告示による個別指定は廃止され、指標一般を連動対象としたETFの組成が可能となりました。

当取引所では、こうした関係政府令の改正を受けて、多様な有価証券を対象としたETFを早期に上場し、投資者保護に配慮しつつ広く投資者に投資機会を提供する環境を整備するため、上場制度に関して所要の対応を図ることといたします。

制度概要

項目	内容	備考
1.ETFの連動対象指標の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 内国ETF、外国ETF及び外国ETF信託受益証券の連動の対象をさす上場規則上の用語である「特定の株価指数等」を、「指標（金融商品市場における相場その他の指標）」に改めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該改正により、債券指数やREIT指数その他の指標一般を対象とする現物拋出型内国ETFの上場が可能となります。
2.指標の適格性に関する上場審査基準の導入	<ul style="list-style-type: none"> 内国ETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券について、指標の適格性に関する上場審査基準を以下のとおり設けることとします。 <ul style="list-style-type: none"> 一 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。 二 有価証券（金融商品取引法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すもの 	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、新規上場申請者が提出する指標の構成銘柄の一覧表、指標の算出要領、直近3年間の指標の構成銘柄の変更状況及び指標の算出主体の概要に関する情報に基づき、指標の適格性に関する上場審査を実施します。 同基準に基づく審査については、例えば以下の点を確認することにより行います。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 指標の算出方法について、指標の算出主体等の恣意的な裁量が介在することにより指標の算出値が変動

項 目	内 容	備 考
	<p>であること。</p> <p>三 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。</p> <p>四 指標及びその算出方法が公表されているものであること。</p> <p>五 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。</p> <p>六 有価証券の価格に係る指標にあつては、その投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券の売買を円滑に行うことができると見込まれる銘柄で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券に対する投資として運用する場合に限る。）。</p>	<p>する余地が乏しく、投資者をはじめとする市場参加者にとって指標値の透明性が高いと認められること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指標の構成銘柄数及び上位構成銘柄の指標に占めるウェイトに基づき、個々の構成銘柄の個別の要因に基づく市場価格の変動が指標の値に与える影響が大きくないと見込まれること。 ➤ 指標及びその算出方法の概要が、入手が容易な方法で継続的に公表されていること。 ➤ 指標の構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が、入手が容易な方法で継続的に公表されていること。 ➤ 一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある銘柄について、取引の実態に照らして有価証券の売買を円滑に行うことができると見込まれること。
<p>3 .流通性に関する上場審査基準の導入</p> <p>(1) 一口あたりの純資産額と指標の連動性</p>	<p>内国 E T F、外国 E T F、外国 E T F 信託受益証券、内国商品現物型 E T F、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券について、流通性に関する上場審査基準を以下のとおり設けることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ E T F の一口あたりの純資産額が特定の指標の変動を適正に反映する見込みがあることを、新規上場の要件とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理会社が作成する E T F の一口あたりの純資産額の変動率と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み及び対応を記載した書類に基づき、同要件の審査を行います。

項 目	内 容	備 考
<p>(2)円滑な流通の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ E T F の流通性を高め、連動対象とする指標の変動を適正に反映した市場価格の形成を促す観点から、新規上場申請銘柄が以下に適合することを、新規上場の要件とします。 一 制度信用取引及び貸借取引の対象となる見込みがあること 二 内国 E T F にあっては、指定参加者が円滑な流通の確保に係る確約を行うこと 三 外国 E T F にあっては、外国 E T F サポート・メンバー又は準サポート・メンバーが指定される見込みがあること 四 新規上場申請銘柄の円滑な流通を阻害する要因がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E T F の一口あたりの純資産額が特定の指標の変動を適正に反映する見込みがあると判断される場合としては、例えば以下のような場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定の指標の構成銘柄のうち時価総額構成比率 9 5 % 以上を占める各銘柄の有価証券等を組入資産とする場合 ➤ 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を組入資産とする場合 ➤ 上記の他、組入資産、運用方針及び当該運用方針に基づくシミュレーション結果に基づき、E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があると認められる場合 ・ これに伴い、内国 E T F についての、指数の構成銘柄のうち時価総額構成比率 9 5 % 以上を占める各銘柄(単純平均型の指数については原則として指数構成全銘柄)を組み入れる旨の確約については求めないこととします。 ・ 管理会社が作成する上場後の円滑な流通の確保の見込みを記載した書類等に基づき、同要件の審査を行います。 ・ 内国 E T F に関する指定参加者の確約書の提出及び外国 E T F に関する外国 E T F サポート・メンバー等の指定に係る制度は、平成 2 0 年 3 月 2 5 日に公表した上場制度要綱「外国 E T F に係るサポート・メンバー制度の導入について」に基づき、先行的に導入される予定です。

項 目	内 容	備 考
	こと	
4. その他 (1) 計算期間 (2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算期間を6か月以上とする現状を改め、計算期間を1か月以上とします。 ・ その他所要の改正を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム等に係る所要の整備が行われることを前提とします。

実施時期（予定）

- ・ 平成20年8月を目途に実施します。

以 上

投資信託法関係政府令改正に係る対応について

